

その他

- 総合評価落札方式について
- 施工体制点検特別調査班立入調査について（施工体制Gメン）
- 低入札価格調査制度について

奈良県土木部
（担当課：技術管理課）

総合評価落札方式について

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の概要

(平成17年4月1日 施行)

目的

国等の責務を明らかにするとともに、**品質確保の促進に関する基本事項**を定めることにより公共工事の品質確保の促進を図り、国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与

基本理念

経済性に配慮しつつ**価格及び品質が総合的に優れた内容**の契約
公共工事の**品質は適切な技術又は工夫により確保**
調査及び設計の品質確保

発注者の責務

発注関係事務を適切に実施する職員の配置
その他の体制の整備

受注者の責務

契約された公共工事を適正に実施
必要な技術的能力の向上に努める

—基本方針—

(平成17年8月26日 閣議決定)

総合評価落札方式について

総合評価落札方式の基本的な考え方

—基本方針—

(平成17年8月26日 閣議決定)

公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

発注者が主的に責任を果たすことにより、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して**価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされること**

公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

- ① 発注関係事務の適切な実施
- ② **技術的能力の審査の実施**
- ③ **技術提案の審査・評価の実施**
- ④ 中立的かつ公正な審査・評価の確保
- ⑤ 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価
- ⑥ 発注関係事務の環境整備
- ⑦ 調査及び設計の品質確保
- ⑧ 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用
- ⑨ 施策の進め方

関係行政機関の協力体制

- **競争参加者の技術的能力の審査**
- **競争参加者の技術提案**
- 技術提案の改善
- 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格
- 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

総合評価落札
方式の拡充

総合評価方式のメリット

○公共工事の品質が向上

- 技術力のある企業の受注機会が拡大します。
- 価格が同じでも、より品質の高い公共施設の整備が可能になります。

○優良企業の受注機会が拡大

- 優良な企業の倒産を防止できます。

○建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、育成に貢献

- 適切な施工や技術力向上の意欲を高めます。

○低入札による利益率の低下を防止

- 価格のみでの落札が困難になるので、極端な低入札を防ぐことができます。



地元建設業の健全な発展

「価格と品質」に優れている『総合評価落札方式』とは

評価方法（除算方式）

$$\text{評価値}(\ast 1) = \frac{\text{技術評価点}(\ast 2)}{\text{価格}(\ast 3)} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{価格}}$$

※1 最も高い企業三落札者

※2 評価項目ごとに予め定めた計算方法により技術提案の評価を得点換算する

※3 技術提案の内容に対応した入札価格

標準点とは？

- 設計図面及び仕様書等に基づいた最低限の要求要件を満たした場合（標準案）に与える点（100点）

加算点とは？

- 標準案を上回る提案に対し加算される得点

「価格と品質」に優れている『総合評価落札方式』とは

【例】 予定価格が1億円の建設工事の場合

- A社 入札価格 0.90億円
- B社 入札価格 0.95億円
- C社 入札価格 1.10億円

【加算点算定】

- A社 2.5点
- B社 10.0点
- C社 5.0点

【評価値算定】

● A社	(100点+2.5点) 0.9億円	= 113.8888
● B社	(100点+10点) 0.95億円	= 115.7894
● C社	(100点+5点) 1.10億円	= 95.4545

- A社は、加算点は低いものの、価格は最も安い。
- B社は、加算点は最高で、価格は2番目に安い。
- C社は、予定価格を上回る提案であるため失格。

結果

コストの上昇を抑えつつ、かつ技術提案で最も高い評価を得た
● B社が落札となる。

平成18年度

- ・ 1億円以上の建設工事の内4件を試行
(道路2件 砂防1件 下水道1件 全て簡易型)

平成19年度

- ・ 原則1億円以上の全ての建設工事で本格実施
(高度技術提案型：1件 標準型：5件 簡易型①：21件 簡易型②：46件)
- 合計73件

平成20年度

- ・ 原則5千万円以上の全ての建設工事で実施
 - ・ 原則1千万円以上の全ての舗装工事で実施
 - ・ 原則1千万円以上の地すべり工事の一部で試行
- 合計179件
- (標準型：1件 簡易型①：8件 簡易型②：15件 簡易型③：83件
簡易型④：4件 舗装：68件)

総合評価落札方式について 奈良県の取り組み

平成21年度

- ・農林部の総合評価審査委員会の事務局を土木部技術管理課に一元化
- ・原則5千万円以上の全ての建設工事で実施
- ・原則1千万円以上の全ての舗装工事で実施
- ・2千万円以上の格付Bランクの土木一式工事で試行
合計223件
(標準型:6件 簡易型①:23件 簡易型②:118件 簡易型③:13件 舗装:63件)

平成22年度

- ・原則5千万円以上の全ての建設工事で実施
- ・原則1千万円以上の全ての舗装工事で実施
- ・2千万円以上の格付Bランクの土木一式工事で試行
- ・8百万円以上の格付Cランクの土木一式工事で試行
- ・2千万円以上の格付Bランクの建築一式工事で試行
- ・2千万円以上の格付Bランクの農林部発注工事で試行
- ・1千万円以上の「区画線(ライン)・道路標示」「標識等」、で試行
(標準型:13件 簡易型①:117件 簡易型②:27件 簡易型③:8件 舗装:61件)
合計226件

総合評価落札方式について 奈良県の取り組み

平成23年度

- ・水道局の総合評価審査委員会の事務局を土木部技術管理課に一元化
- ・原則5千万円以上の全ての建設工事で実施
- ・原則1千万円以上の全ての舗装工事で実施
- ・原則1千万円以上の「区画線(ライン)・道路標示」「標識等」で実施
- ・原則1千万円以上の地すべり工事で実施
- ・2千万円以上5千万円未満の橋梁工事(補修工事を含む)で実施
- ・2千万円以上の格付Bランクの土木部・農林部発注土木一式工事で試行
- ・8百万円以上の格付Cランクの土木部・農林部発注土木一式工事で試行
- ・2千万円以上の設備工事で試行
- ・1千万円以上の格付Bランクの建築一式で試行
(標準型:5件 簡易型①:137件 簡易型②:44件 簡易型③:17件 舗装:60件)

合計263件

平成24年度

土木部・農林部・水道局が発注する以下の建設工事が対象

○ 予定価格5千万円以上の全ての建設工事で実施

○ 予定価格5千万円未満の建設工事については以下のとおり

・ **予定価格3千万円以上5千万円未満の全ての土木一式・建築一式工事**
(発注基準の変更による)

・ 予定価格1千万円以上5千万円未満の全ての舗装工事

・ 予定価格1千万円以上5千万円未満の全ての「区画線・道路標示」工事、
「標識等」工事

・ 予定価格1千万円以上5千万円未満の全ての地すべり工事

・ 予定価格2千万円以上5千万円未満の全ての橋梁工事（補修工事を含む）

・ 格付B、Cラックの土木一式工事の一部で試行

・ 格付Bラックの建築一式工事の一部で試行

・ 予定価格2千万円以上5千万円未満の設備工事の一部で試行

合計350～400件程度予定

総合評価落札方式について

○ 複数提案と評価した場合の通知について

H23年度から技術提案において、入札参加者の過度な競争を防止するため、複数提案の基準を厳格化している。

○ 技術提案書審査通知書で、1つの評価項目に関し2提案とも「-」と通知された場合、複数提案と判断されたのか、2提案とも効果が確認できないと判断されたのか分からないため、改善することができない、との意見がある。

○ 複数提案については、入札参加者の過度な競争を防止することが目的であることから、総合評価委員会で「複数提案」と判断した提案については、「複数提案」であることを通知することとした。

(次のページの通知例を参照)

総合評価落札方式について

技術提案書審査通知書

審査通知書例

株式会社 ○○建設
代表取締役 ○○様

奈良県知事 荒井 正吾

貴社が提出された技術提案書等提出書に対し、総合評価審査委員会で審査・評価をした結果、適正と認められるので、入札参加資格を再度確認のうえ技術提案書（下記の提案ごとの評価を参照）に基づき施工計画により入札していただきます。これに違反した場合は入札を無効とします。

記

公告日	平成23年 〇月 〇日
工事名	○○
工事番号	第〇〇号

品質管理		施工計画	
提案1	提案2	提案1	提案2
○	○	(複)	

※評価された提案（上記表中の○）については、履行義務があります。

総合評価落札方式について 技術提案書の配点割合

技術提案を重視し、品質の向上を図る

() 内は技術提案の配点

平成23年度		平成24年度	
型式	配点	型式	配点
高度技術提案型	70点 (70点) 技術提案比率100%	高度技術提案型	70点 (70点) 技術提案比率100%
標準型① (WTO)	54点 (54点) 技術提案比率100%	標準型① (WTO)	54点 (54点) 技術提案比率100%
標準型① (WTO以外)	52点 (45点) 技術提案比率87%	標準型① (WTO以外)	52点 (45点) 技術提案比率87%
標準型②	41点 (33点) 技術提案比率80%	標準型②	41点 (33点) 技術提案比率80%
標準型③	34点 (24点) 技術提案比率71%	標準型③	34点 (24点) 技術提案比率71%
簡易型①	22点 (12点) 技術提案比率55%	簡易型①	22点 (12点) 技術提案比率55%
簡易型②	17点 (8点) 技術提案比率47%	簡易型②	17点 (8点) 技術提案比率47%
【各付けBラック用】		【格付けBラック用】	
簡易型③	11点 (4点) 技術提案比率36%	簡易型③	11点 (4点) 技術提案比率36%
【各付けCラック用】		【格付けCラック用】	

※簡易型①～簡易型③についても技術提案を求めている

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点	小計
技術計画	②品質管理	材料や構造物の品質確認方法、管理方法の適切性(評価項目につき最大2提案までとし、3提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする)	a品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	3点/ 1提案	左記 得点 の合 計点 MAX 6点
			b品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	1.5点/ 1提案	
企業の施工実績等	③安全管理	現地条件等を踏まえ安全管理上の課題Aの対応の適切性(評価項目につき最大2提案までとし、3提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする)	a. 現地条件を踏まえ安全管理が的確に図られ、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	3点/ 1提案	左記 得点 の合 計点 MAX 6点
			b. 現地条件を踏まえ安全管理が的確に図られ、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	1.5点/ 1提案	
企業の施工実績等	企業の施工実績	表彰(Ⅴは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	a. 下記の表彰がある(各表彰1件当たり0.5点とする) ○国土交通省近畿地方整備局の表彰 ○奈良県の表彰	Max1	小計 10 点 満点
			c. 60点未満	-3	
企業の施工実績等	企業の施工実績	工事成績評定点(Ⅴは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	a. 過去5年間に元請(Ⅴの構成員として請負った工事を含ま)として完成・引渡が完了した、奈良県土木本部発注の「予定価格が5千万円以上の一般土木工事等」の工事成績評定点の平均値(過去5ヶ年度の全件数の平均値)	$(\text{工事成績評定点の平均値} - 65) \times 0.1$ $\text{MAX}3.5$	小計 10 点 満点
			b. 上記aに該当しない	0	

簡易型①(技術提案評価型)では、工事の内容により工程管理、品質管理、安全管理、施工管理の4項目から2項目を選択(重複あり)

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点	小計
技術計画	企業の施工実績	配置予定技術者の施工経験(Ⅴは代表者のみ採点する)	a. 現場代理人(現場代理人で配置された時に既に同種工事の監理技術者の資格を有していた者に限る)として国、特殊法人等、公益法人、又は地方公共団体(奈良県を含ま)の発注工事の完成、引渡が完了した	1	小計 10 点 満点
			b. 監理技術者・主任技術者として特殊法人等、公益法人、地方公共団体(奈良県を除く)の発注工事の完成・引渡が完了した	2	
企業の施工実績	企業の施工実績	過去15年間の元請(Ⅴの構成員として請負った工事を含ま)として完成・引渡が完了した受注価格が2千5百万円以上の同種工事についての監理技術者・主任技術者・現場代理人としての施工経験	a. 上記a、bに該当しない	0	小計 10 点 満点
			b. 上記a、bに該当しない	0	
企業の施工実績	企業の施工実績	過去15年間の元請(Ⅴの構成員として請負った工事を含ま)として完成・引渡が完了した受注価格が2千5百万円以上の同種工事についての監理技術者・主任技術者・現場代理人としての施工経験	a. 国土交通省近畿地方整備局又は奈良県と、災害協定を締結していることか確認できる	1	小計 10 点 満点
			b. 上記aに該当しない	0	
加 算 点 合 計				22点満点	

技術評価点の公表例

※引き続き落札者決定後に、公表します。

入札者氏名	評価項目				企業の施工実績等	加算点計	技術評価点
	施工計画		安全管理				
	品質管理	提案1	提案2	提案1			
A 社	○	—	○	○	5.5	14.5	114.5
	3.0		6.0				
B 社	—	—	○	—	6.5	9.5	109.5
	0		3.0				
C 社	○	○	○	○	6.5	17.0	117.0
	6.0		4.5				
D 社	—	—	—	—	7.5	7.5	107.5
	0		0				

ただし個人の提案の詳細については、「評価基準」の公表になってしまいますのでお答えできません。

欠格となる事例

- ① 「工事名・工事番号が適正でない場合」
- ② 「会社名が記載されていない場合や押印がない場合」
- ③ 「提出期限までに提出されない場合」
- ④ 「提出書類の様式が一部でも不足している場合」
- ⑤ 「入札参加者独自の提案が確認できない場合」 等

その他留意点

技術提案書に使用した補足資料（写真や図）に記載された内容についても、提案されたものと解釈します。



履行されない場合は減点の対象

※奈良県土木部建設工事総合評価落札方式ガイドライン参照

評価の対象としない事例

- ①提案が最大提案数を超えている又は、複数提案となっている場合
- ②提案書の枚数がオーバーしている場合の超過したページ
- ③「工事成績評点」または「表彰」で指定した期間以外のもの
- ④同種工事についての「配置予定技術者の実績」で、「コンシズデータ」などの添付資料もれにより、施工内容が確認できない場合
- ⑤「ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得」の有効期限、「社会・地域貢献」の災害協定の締結などにおける証明書の証明日が「公告日以降の日付」となっていないもの 等

同種工事についての監理（主任）技術者・現場代理人としての施工経験

○同種工事と判断できる資料について

同種工事の判断は、たとえば県発注工事であってもすべて添付書類だけで行っていますので、できるだけ詳細が分かる資料を整えてください。

コンシズ登録書だけで、下記内容（①～④）がすべて確認できれば、その他の資料は不要です。

- ①その工事の発注者、工期
- ②その工事での役割（監理技術者、主任技術者、現場代理人）
- ③その工事に従事していた期間（竣工時に従事していることが分かる）
- ④同種工事で求めている工種及び施工数量

「企業の施工実績等」における検討項目

○表彰制度の改正

奈良県表彰制度の創設により、時期を見て近畿地方整備局表彰による加点を廃止する方向で検討

施工体制点検特別調査班
立入調査について
(施工体制Gメン)

①平成21年4月24日以降

- ・土木部発注工事に加えて農林部発注工事を受注した現場への立入調査を開始

②平成23年6月13日以降

- ・土木部、農林部発注工事に加えて、水道局発注工事を受注した現場への立入調査を開始

平成24年度

○今年度も、概ね200件程度の現場立入調査を予定

○必要な場合は建設業法第28条第3項に基づく監督処分等を行う

低入札価格調査制度について

低入札価格調査制度について

■ 制度対象工事： 予定価格が5千万円以上を対象

年 度	対象件数 (業者数)	調査基準価格を		低入札価格調査制度における調査及び基準等の動向
		上回る額の 契約件数 (業者数)	下回る額の 契約件数 (業者数)	
H18年度	33件 (33者)	—	33件 (33者)	低入札価格調査制度を導入
H19年度	31件 (36者)	2件 (7者)	29件 (29者)	直接工事費 × 75% 共通仮設費 × 70% 現場管理費 × 60% 一般管理費等 × 30% いずれかを下回る と「特別重点 調査」を実施
H20年度	11件 (15者)	8件 (12者)	3件 (3者)	全て「特別重点調査」を実施し、別途「失格判断基準」を定め公表、低入札で契約した場合の入札参加制限を実施
H21年度	4件 (4者)	4件 (4者)	0件	「失格判断基準」見直しを行い、「品質確保体制」を充実させ、低入札で契約した場合の入札参加制限の強化
H22年度	3件 (3者)	3件 (3者)	0件	平成21年度と同じ
H23年度	3件 (3者)	3件 (3者)	0件	平成21年度と同じ

低入札価格調査制度について 低入札工事での品質確保体制の充実と参入制限

項目	平成 2 4 年 度
暫配置技術者の追加配置	主任（監理）技術者とは別に同等程度の技術者を専任で1名配置
低入札で契約した場合の入札参加制限	<p>○土木部・農林部・水道局を問わず入札参加制限 ○単体・JVを問わず入札参加制限</p> <p>予定価格が5千万円以上の建設工事における過去2カ年度の工事成績評定点の平均値が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・75点未満 単体・JVを問わず、当該契約対象工事の完成・引渡が完了するまでの期間、新たな工事への参入を認めない。 ただし、その者に過去2ヶ年度（当該契約対象工事の発注年度を含まない）で対象となる工事実績がない場合は、75点以上とみなして扱うものとする。 ・75点以上 単体・JVを問わず、当該契約対象工事の完成・引渡が完了するまでの期間、調査基準価格を下回る価格（低入札）での応募を認めない（失格） <p>平均値は、土木部の平均値又は農林部の平均値又は水道局の平均値のうちいずれか低い値を採用</p>
低入札で契約した場合の監督強化	<p>重点監督による品質強化</p> <p>土木部土木工事重点監督要領 農林部土木工事重点監督要領</p> <p>土木部建築工事重点監督要領 水道局建設工事重点監督要領</p>

低入札価格調査制度について

平成24年度

○平成24年6月1日以降公告分から、発注基準の見直しにより、土木一式工事及び建築一式工事については、低入札価格調査の対象金額を予定価格5千万円以上から、**予定価格3千万円以上となる**